

生活相談員の資格要件について（地域密着型通所介護）

沖縄県介護保険広域連合業務課

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）」の規定により、平成 28 年度から地域密着型通所介護の創設に伴い、居宅サービスとして行っていた通所介護のうち平成 28 年 3 月 31 日時点で利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護事業所は、平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型サービスである地域密着型通所介護へ移行されました。

当広域連合においては、厚生労働省令で配置を義務づけられている指定地域密着型通所介護事業所における生活相談員の資格要件を次のとおりとします。

なお、平成 28 年 3 月 31 日までは居宅サービスの指定通所介護事業所として運営していた事業所も多いことから、広域連合が定める生活相談員の資格要件については、沖縄県が定める指定通所介護の生活相談員の資格要件（平成 28 年 3 月 31 日時点）に準じております。

【生活相談員資格要件】

次の（１）から（４）のいずれかに該当する者とする。

- （１）社会福祉士
- （２）社会福祉主事任用資格
- （３）精神保健福祉士
- （４）その他、これらと同等の能力を有すると認められる次のア、イのいずれかに該当する者
 - ア 介護支援専門員
 - イ 介護福祉士

（参考）

指定地域密着型通所介護事業所には事業所の人員基準で生活相談員の配置が義務づけられており、生活相談員の資格要件については指定基準の解釈通知で以下のとおり定められています。

【指定地域密着型通所介護】（平成 18 年老計発第 0331004 号）

生活相談員（地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項第 1 号）

生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 5 条第 2 項に定める生活相談員に準ずるものである。

【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 5 条第 2 項】（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号）

生活相談員は、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力と認められる者でなければならない。

※備考

【生活相談員資格要件】

(1) 社会福祉士

「社会福祉士」とは、社会福祉士及び介護福祉士法第 28 条の規定により、社会福祉士登録簿に登録されている者をいう。

(2) 社会福祉主事任用資格

「社会福祉主事任用資格」は、社会福祉法等の規程により「都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の過程を修了した者」又は「大学や短期大学において厚生労働大臣が指定する科目のうち3つ以上を履修して卒業した者」をいう。

参考：社会福祉主事任用資格の取得方法（厚生労働省）

HP：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html

(3) 精神保健福祉士

「精神保健福祉士」とは、精神保健福祉士法第 28 条の規定により、精神保健福祉士登録簿に登録されている者をいう。

(4) その他、これらと同等の能力を有すると認められる次のア、イのいずれかに該当する者

ア 介護支援専門員

「介護支援専門員」とは、介護保険法第 69 条の 2 の規定により、介護支援専門員資格登録簿に登録されている者をいう。

イ 介護福祉士

「介護福祉士」とは、社会福祉士及び介護福祉士法第 42 条第 1 項の規定により、介護福祉士登録簿に登録されている者をいう。